

議案第 8 2 号

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律施行に伴い条例改正を行う。

2 改正内容

「法第19条第9号」を「法第19条第10号」に改める。（第1条、第5条）
その他文言の整理を行う。

3 附則

- ・第1条及び第5条第1項の改正 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日。（平成29年1月1日予定）
- ・その他 公布の日から施行

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年日野町条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略 別表第1(第4条第1項関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長</td><td>日野町特別医療費助成条例(昭和48年条例第25号)による医療費の助成に関する事務</td></tr> <tr> <td>2 町長</td><td>健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業以外の検診に関する事務</td></tr> <tr> <td>3 町長</td><td>予防接種法(昭和23年法律第68号)による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 町長	日野町特別医療費助成条例(昭和48年条例第25号)による医療費の助成に関する事務	2 町長	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業以外の検診に関する事務	3 町長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務	略		(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略 別表第1(第4条第1項関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長</td><td>日野町特別医療費助成条例による医療費の助成に関する事務</td></tr> <tr> <td>2 町長</td><td>健康増進法に基づく健康増進事業以外の検診に関する事務</td></tr> <tr> <td>3 町長</td><td>予防接種法による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 町長	日野町特別医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	2 町長	健康増進法に基づく健康増進事業以外の検診に関する事務	3 町長	予防接種法による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務	略	
機関	事務																				
1 町長	日野町特別医療費助成条例(昭和48年条例第25号)による医療費の助成に関する事務																				
2 町長	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業以外の検診に関する事務																				
3 町長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務																				
略																					
機関	事務																				
1 町長	日野町特別医療費助成条例による医療費の助成に関する事務																				
2 町長	健康増進法に基づく健康増進事業以外の検診に関する事務																				
3 町長	予防接種法による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務																				
略																					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第5条第1項の改正規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。